

交付証

株式会社

消防百貨長崎店 様

貴事業所はAEDを設置されるとともに積極的に救命講習を受講され、当局の標章交付要件に該当するので「救急サポーステーション」として標章を交付します。

第 1 号
平成19年9月7日

長崎市消防局長